

神戸市優良工事認定 認定ロゴマーク使用管理要綱

令和 5 年 3 月 28 日改正 建設局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市優良工事認定ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用)

第 2 条 ロゴマークを使用できる者（以下「使用者」という。）は、神戸市優良工事認定の認定を受けた企業及び技術者とする。

- 1 ロゴマークの使用は、優良工事認定の周知、推進のための広報及び使用者自身の広報に限定し、自社の製品や販促用の無償配布物等に使用してはならない。
- 2 使用者はロゴマークのデザインを改変してはならない。
- 3 ロゴマークを使用する際は、神戸市優良工事認定 認定ロゴマーク使用申請書（様式第 1 号）（以下「申請書」という。）を建設局長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 4 ロゴマークの使用申請が可能な期間は、認定を受けた日から 1 年後の年度末までとする。
- 5 ロゴマークを使用できる期間は、許可を受けた日から 2 年後の年度末までとする。
- 6 ロゴマークの第三者への譲渡及び不正な使用は禁止する。

(ロゴマークの使用許可)

第 3 条 神戸市は、申請書の内容に問題がないことを確認した場合は、ロゴマークの使用を許可し、使用者に通知する。

(ロゴマークの使用許可取り消し)

第 4 条 次の各号に該当する場合、神戸市はロゴマークの使用許可を取り消し、使用者に通知する。

- (1) 神戸市優良工事認定要綱第 14 条及び神戸市優良工事認定実施要領第 10 条の定めにより、認定が無効となった場合。
- (2) ロゴマークの使用期間中に指名停止、又は契約約款上の瑕疵が生じた場合。
- (3) 法令遵守違反又はその他、不適切な行為が生じた場合。
- (4) 使用者が本要綱を遵守せずに使用していることが判明した場合。

(経費等の負担)

第 5 条 ロゴマークの使用に必要な経費等一切は使用者が負担するものとする。

(損失補償等の責任)

第 6 条 神戸市は、ロゴマークの使用に起因する損失について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークの使用により神戸市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を神戸市に賠償すること。

(情報の公開)

第7条 神戸市は、ロゴマークの使用許可の状況等について、広く利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務局)

第8条 ロゴマークの使用許可に係わる事務は、建設局技術管理課において行う。

(実施要領)

第9条 この要綱に定めがあるもののほか、実施に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年12月18日から施行する。

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。